

告示

埼玉県告示第四百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、九郷阿保領用水利地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年四月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
監事	上田 一利	埼玉県本庄市児玉町八幡山五百九十七番地二
同	高月 政男	同 西富田七百七十三番地一
同	鈴木 幸治	同 児玉郡神川町大字下阿久原千八十二番地
同	立石 洋行	同 上里町大字長浜千三百六十二番地

二 退任

職名	氏名	住所
監事	久保 武雄	埼玉県本庄市児玉町下浅見六百四十八番地
同	高月 政男	同 西富田七百七十三番地一
同	高橋 八夫	同 児玉郡神川町大字肥土五百七十六番地一
同	川田 種利	同 上里町大字藤木戸十番地